

証券コード 4512
(発送日) 2026年6月1日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月22日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
わかもと製菓株式会社
代表取締役社長 平井友行

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますのでお手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月22日（月曜日）午前10時 （受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー（コレド室町テラス）3階
室町三井ホール&カンファレンス
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第131期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

＜株主提案（第4号議案）＞
第4号議案 株主価値向上に向けた中期経営計画策定に関する定款一部変更の件
株主提案（第4号議案）に係る議案の要領は、「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 議決権行使にあたってのご注意

本株主総会におきましては、前記のとおり株主提案がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第4号議案として記載しておりますが、取締役会としては本議案に反対しております。

5. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/>



（上記のウェブサイトにアクセスのうえ、「株主・投資家の皆様へ」「株式情報」を順に選択して、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4512/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「わかもと製薬」または「コード」に当社証券コード「4512」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR書類」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上


- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月22日（月曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第4号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案の議案に反対しております。

※議決権行使書用紙はイメージです。

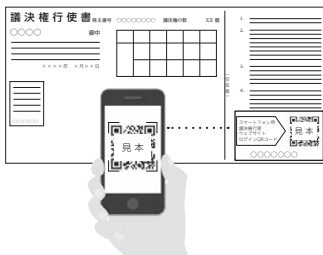
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

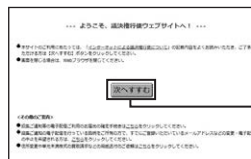
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第131期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は121,470,594円になります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月23日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が任期満了により退任となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、1名減員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、3名の独立社外取締役を含む指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、候補者およびその選任プロセスは適切である旨の意見を得ております。また取締役の報酬等につきましても、同指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、報酬等および決定プロセスは妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひらい ゆうこう 平井 友行 (1965年10月9日生)	1989年4月 株式会社日本興業銀行入行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2002年4月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社（現 アセットマネジメント One株式会社）業務開発グループリーダー 2005年10月 株式会社みずほコーポレート銀行 証券部調査課長 2009年4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授（2018年3月まで） 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 アセットマネジメント業務管理部次長 2016年4月 みずほ証券株式会社 金融公共本部マネージングディレクター 公共セクターセクター長 2018年4月 同社 金融公共本部副本部長 2021年6月 西部石油株式会社 取締役 2023年4月 当社入社（理事） 2024年1月 経営企画室長兼総務部長兼広報室長 2024年6月 常務取締役 管理本部長兼経営企画室長兼サステナビリティ推進室長 2026年4月 代表取締役社長（現在）	7,300株
	【選任理由】		
	金融機関に勤務したことによる、豊富な経験、幅広い見識と共に、事業会社における経営の実務経験を有しております。2024年に常務取締役就任後は管理部門、経営企画室にて業務実績を積み、2026年4月からは代表取締役社長として当社の経営全般を担っております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	<p style="text-align: center;">い がらし あらた 五十嵐 新 (1958年11月19日生)</p>	<p>1981年 4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ フィナンシャルグループ） 入行 2005年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 クレジットエンジニアリング部長 2008年 4月 同行 営業第14部長 2010年 5月 当社に入社（理事） 2010年 7月 総務・広報部長 2011年 4月 経営企画室長兼総務部長 2011年 6月 取締役 経営企画室長兼総務部長 2012年 6月 常務取締役 経営企画室長兼総務部長 2014年 4月 常務取締役 経営企画室長 2017年10月 常務取締役 経営企画室長兼経理部長 2018年 4月 常務取締役 経理部長 2018年 6月 常務取締役 管理本部長 2019年 6月 専務取締役 管理本部長 2022年 4月 代表取締役社長 2026年 4月 取締役会長 （現在）</p>	62,500株
<p>【選任理由】 金融機関において営業・管理等幅広く豊富な経験を有しており、2011年に当社取締役に就任後、2012年に常務取締役、2019年に専務取締役を経て、2022年から2026年3月まで代表取締役社長として当社の経営全般を担い、2026年4月からは取締役会長として経営の監督を行っております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	か さい ひろよし 葛西 洋芳 (1968年4月14日生)	1994年 4 月 当社に入社 2007年 6 月 相模研究所 薬理・安全性研究室長 2012年 4 月 医薬開発部長 2014年 1 月 医薬開発統括部長 2016年 4 月 相模研究所 副所長 2016年 7 月 相模研究所 副所長 (理事) 2016年10月 開発統括部医薬事業開発部長 (理事) 2017年 4 月 医薬開発統括部長 (理事) 2017年 6 月 執行役員 医薬開発統括部長 2019年 8 月 執行役員 医薬開発本部長 2022年 6 月 取締役 医薬開発本部長 2023年 4 月 取締役 医薬開発本部長兼情報提供活動監 督室長 2023年 6 月 取締役 医薬開発本部長 (現在)	23,300株
<p>【選任理由】 業務経験を通じて、医薬品の研究開発全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2022年に取締役就任後は医薬開発部門を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	たにぐち まこと 谷口 誠 (1967年5月8日生)	1992年 4月 当社に入社 2005年 7月 相模大井工場総務課長 2006年 5月 生産企画部生産企画課課長 2009年 9月 生産企画部次長 2011年 4月 生産企画部長 2012年 2月 相模大井工場製造部長 2016年10月 相模大井工場長 2021年 4月 執行役員 生産本部長 2024年 6月 取締役 生産本部長 (現在)	15,500株
<p>【選任理由】 業務経験を通じて、品質・製造管理・生産技術全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2024年に取締役就任後は生産本部を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である樋川加奈氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ひかわ かな 樋川 加奈 (1976年2月18日生)	1999年10月 中央監査法人入所 2004年 4月 公認会計士登録 2007年 7月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2017年 4月 樋川公認会計士事務所開設（現在） 2022年 7月 独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構監事（非常勤）（現在） 2024年 6月 当社取締役（監査等委員）（現在） 2025年 4月 ベステラ株式会社 社外取締役（監査等委員）（現在）	—
<p>【選任理由】 樋川加奈氏は公認会計士として企業の会計監査に従事され、特に企業会計に関する高度な知識と経験を有されております。過去及び現在に社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与した経験はありませんが、同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、助言・提言が期待され、当社の監督等を行うのに適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>		

- (注)
- 1.候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
 - 2.樋川加奈氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.取締役候補者樋川加奈氏の戸籍上の氏名は、郡司加奈であります。
 - 4.樋川加奈氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 5.当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度としており、樋川加奈氏の再任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。
 - 6.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 7.当社は樋川加奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えたバランスのとれた構成としております。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務の執行を委任しております。本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認された場合における各取締役及び執行役員が備える専門性や経験等は次の通りです。

		社外 独立	企業 経営	販売・ マーケティング	グローバル	研究 開発	生産・ 品質保証	財務 会計	資本 市場	法務・ IR管理	人財
取締役	平井 友行		○		○			○	○	○	○
	五十嵐 新		○					○	○	○	○
	葛西 洋芳					○					
	谷口 誠						○				
監査等 委員	平田 晴久					○	○			○	
	恵島 克芳	○	○					○	○	○	○
	桑原 育朗	○								○	
	樋川 加奈	○						○			
執行役員	山崎 登		○	○							
	茂利 憲一			○	○						
	小池 瑞穂							○			
	林 博章						○				
	木村 茂雄			○							
	高野 浩一							○	○	○	○
	神谷 知子			○							

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

＜株主提案（第4号議案）＞

第4号議案は、株主さまからのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおり株主提案に反対いたします。

なお、議案の内容及び提案の理由は原文のまま記載しております。

第4号議案 株主価値向上に向けた中期経営計画策定に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 中期経営計画

（株主価値向上に向けた中期経営計画）

第39条 当社は、毎事業年度、当該事業年度を初年度とする3事業年度の中期経営計画を策定する。

2. 前項の中期経営計画における最終事業年度の数値目標の達成状況については、毎事業年度、これを開示するものとする。
3. 第1項に定める中期経営計画には、以下の事項を含むものとする。
 - (1) 最終事業年度における自己資本利益率（ROE）の目標
 - (2) 最終事業年度における営業利益及び当期純利益の目標
 - (3) 最終事業年度における投下資本の目標及び内訳
 - (4) 当該計画の策定時において当社が認識する加重平均資本コスト（WACC）
 - (5) 前号に定めるWACC算定時における株主資本コストの前提条件
 - (6) 3事業年度合計の資金配分（キャピタルアロケーション）の方針
 - (7) セグメント別の投下資本利益率（ROIC）の実績値及び最終事業年度における当該指標の目標値
 - (8) 前号に定めるROICの実績値及び目標値の算定に用いられた投下資本の前提条件

[提案の理由]

本提案は、現行の中期経営計画を見直し、株式会社東京証券取引所が推進する「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向け、当社に必要な定量目標を定めるものです。現行の5か年の中期経営計画は開始から2年が経過し、「概ね計画通りに進捗している」として平井氏が新社長に就任しました。しかし、当該計画にはセグメント別利益目標等すら開示されておらず、その進捗を外部から客観的に検証することは困難です。本来、中期経営計画は株主価値向上に向けた施策・目標を示し、その進捗が客観的に検証可能であるべきです。しかし現状では、進捗判断が経営陣の自己評価に依拠しています。そこで、平井氏による新体制のもと、資本コストを踏まえた客観的指標に基づく透明性の高い経営を実現し、その進捗を外部から検証可能とするため、定量目標の設定および開示を求めます。



キャンペーンサイト

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は、中期経営計画を策定し、進捗を適切に開示しております。

当社は、取締役会が、資本コスト、時々の経営環境や事業特性に基づき最適な指標を選定し、一貫した経営戦略に基づき中期経営計画を策定・実行するのが、中長期的な企業価値向上に最も資すると考えております。また、当社の医薬品事業は研究開発に長期間を要し、国の政策等の影響も大きく受けるため、その施策の成果を短期的に評価し、見直すことには馴染みません。

本提案のように、中期経営計画の毎年の改定を義務付けることは、事業サイクルに合わない機械的な運用を強いるものであり、短期的な業績の偏重に繋がり、中長期的な成長を損なうおそれがあります。計画見直しの要否や重視すべき指標等は、経営環境を踏まえ取締役会が機動的かつ柔軟に判断すべき業務執行に関する事項であり、定款で義務付けるべきものではありません。

以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の売上高は、ヘルスケア事業及びグローバル事業において、店頭プロモーションやデジタル販促等を組み合わせた多面的なアプローチにより「強力わかもと」の販売数量が増加したことや、医薬事業及びグローバル事業において「マキュエイド眼注用」の供給を再開したこと等により、99億6百万円と前年同期に比べ21億1千7百万円増加しました（前年同期比27.2%増）。売上総利益は47億3千万円と前年同期に比べ11億8百万円増加しました（前年同期比30.6%増）。

一方、販売費及び一般管理費は、リニューアルした薬用歯みがき「アバンビーズ」の発売開始に伴う広告宣伝費や、多焦点眼内レンズ「アクリバトリノバ Pro」の発売開始に伴う販売費等が増加したことにより、44億7千4百万円と前年同期に比べ3億9千4百万円増加しました（前年同期比9.7%増）。

以上の結果、営業利益2億5千5百万円（前年同期比7億1千3百万円増）、経常利益2億5千6百万円（前年同期比6億6千5百万円増）、当期純利益2億2千7百万円（前年同期比1億6千2百万円増）となりました。

セグメント別の事業概況は以下の通りであります。

医薬事業

医薬事業では、医療機関や卸へ医療用医薬品における適正使用の推進と安全性情報の提供及び推進を行い、MRの活動量や卸との連携をより一層強化し、2025年4月より供給を再開した「マキュエイド眼注用」を早期に医療機関にお届けすることや、新規の後発医薬品「エピナスチン塩酸塩LX点眼液0.1%」の上市や眼科手術補助剤（ヒアルロン酸Na眼粘弾剤）の製造販売承継、既存の後発医薬品、体外診断用医薬品の売上伸長に努めてまいりました。また、医療機器では、2025年4月に「テノン嚢下投与針」、6月には多焦点眼内レンズ「アクリバトリノバ Pro」、2026年1月には乱視用モデル「アクリバトリノバ Pro トーリック」を発売し、医療現場への更なる貢献を目指し取り組んでまいりました。2024年10月に施行された長期収載品の選定療養等の影響もあり、長期収載品の「ジクロード点眼液」等の売上は減少した一方

で、後発医薬品の「カルテオロール塩酸塩LA点眼液」、「エピナスチン塩酸塩点眼液」、「タフルプロスト点眼液」等の売上が増加しました。その結果、売上高は47億6千2百万円（前年同期比37.1%増）となりました。

ヘルスケア事業

ヘルスケア事業では、オンライン、オフライン両軸でのお客様接点の強化、広告宣伝と連動した売り場作りを実施してまいりました。2025年4月に「アバンビーズ」において現行品のレギュラーミントを「トータル口臭ケア」としてリニューアルし、もう一つ新商品として「知覚過敏ケア」を発売しました。また「わかもと整腸薬」のパッケージデザインを一新し、「強力わかもと」とのシナジー効果を高めました。ネットショップにおいても2025年5月に「フェミフローラ 葉酸プラス」、「フェミフローラ 大豆イソフラボン マカ&ギャバ」を発売しました。「強力わかもと」は、動画広告、WEBディスプレイ広告、店舗販促、デジタル販促、ノベルティ付きパック品企画等を実施し、需要の掘り起こしを行ってまいりました。その結果、売上高は25億4千2百万円（前年同期比8.4%増）となりました。

グローバル事業

グローバル事業では、台湾などアジア圏での「強力わかもと」の販売に加え、欧米、アジア、オセアニアにおけるライセンスイン・アウトの活動、中国越境ECの拡大、国内外での乳酸菌事業の拡大に努めてまいりました。国内事業は点眼液のほか、問題解決型の営業手法による活動を行った乳酸菌事業において売上が増加しました。海外事業は海外向け「マキュエイド眼注用」の供給再開、中国越境EC上で実施したSNSプロモーションが奏功し、中国越境EC売上等が増加しました。その結果、売上高は24億1千万円（前年同期比34.8%増）となりました。

不動産賃貸業

不動産賃貸業の主たる収入はコロド室町関連の賃貸料であります。その結果、売上高は1億9千2百万円（前年同期比5.2%増）となりました。

研究開発につきましては、医薬関連では、今までの培った経験を活かし、眼科領域における新医薬品、後発医薬品、医療機器の開発に取り組みました。新医薬品ではアンメットニーズに応えるべく、未承認薬や適応外使用薬の開発に注力しました。また、ライセンス導入の機会を増やすべく、他社企業、ベンチャー企業、アカデミアなどへのアプローチにも注力しました。また、ヘルスケア関連では、胃腸ケア商品、オーラルケア商品、アイケア商品、フェムケア商品を開発領域とし開発に取り組むと共に、乳酸菌や麹菌の新規作用の探索に注力しました。

- ② 設備投資の状況
当事業年度の設備投資額(工事ベース)は、4億3千8百万円であります。その主なものは、工場設備の更新等であります。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度において、設備投資資金を目的として長期借入金3億円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第128期 (2023年3月)	第129期 (2024年3月)	第130期 (2025年3月)	第131期 (当事業年度) (2026年3月)
売 上 高 (千円)	8,660,379	7,738,426	7,789,462	9,906,841
当 期 純 利 益 (千円)	138,256	108,959	64,440	227,215
1株当たり当期純利益 (円)	3.98	3.13	1.85	6.54
総 資 産 (千円)	15,711,553	15,421,054	15,002,709	16,499,607
純 資 産 (千円)	11,906,669	12,026,073	11,610,351	12,008,581
1株当たり純資産 (円)	343.06	346.50	334.53	346.00

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は一昨年経営理念を刷新すると共に、経営理念を実現するためのマテリアリティ（重要な経営課題）を特定し、事業戦略・財務戦略・サステナビリティ戦略を立て、経営戦略の骨子として、「2024-2028年度中期経営計画（Wakamoto 100—承継と挑戦—）」を策定しております。

この中期経営計画を遂行する事が当社の企業価値の持続的な向上につながると考えています。中期経営計画においては、資本コストを上回る資本収益性の確保に向けた成長戦略の策定と実行が必要不可欠と考えています。計画副題の「承継と挑戦」は、当社の長年の事業経験、会社人財、営業資産をはじめとする経営資源を活かしながら、新しい挑戦を行おうとする当社の決意そのものであります。数値目標としては、2028年度を最終年度として、ROE 8.0%以上を掲げております。

事業戦略の骨子としては、以下の通りとなります。

医薬事業は眼科領域のスペシャリティーファーマとして医薬品、医療機器、健康食品の製造販売に取り組んでおります。我が国初となる優れた眼内レンズ（WP-2011）を導入し、医薬事業のうちで医療機器事業を新規展開しております。併せて、周術期薬剤（WP-1108）の早期承認、発売を目指し、眼内レンズ販売とのシナジー効果を高めてまいります。

ヘルスケア事業では、主力事業である「強力わかもと」、Wakamotoブランド商品の製造販売を行っております。インバウンド需要や新たな海外展開へ対応するため、強力わかもとの生産ラインへの設備投資を行い生産能力を高め、安定供給の体制を構築いたします。Wakamotoブランドを活用したフェムケア商品をはじめとした女性に寄り添ったコンセプト商品を開発し、お客様のアンメットニーズの探求や課題解決に連動した商品の企画開発を行います。

グローバル事業では、アジア各国での販売、越境ECを通じたWakamotoブランド商品のグローバル展開を図ってまいります。当社乳酸菌を用いたプロバイオティクス製品を台湾の健康食品市場に投入する等、乳酸菌事業を拡大します。また、「強力わかもと」で培ったブランドを活用して中国越境ECを拡大し、東南アジア圏での強力わかもとの販売開始及び展開の足掛かりを築きます。

生産体制としては、「強力わかもと」の設備投資計画の適切な推進を行い、生産技術の向上、工場の設備配置改善、インフラ強化等、これまで以上に効率的で安定生産が可能な体制を構築してまいります。

品質管理体制としては、近年、品質管理と安定供給に対する社会的要請が非常に高まっており、安全で高品質な製品を安定的に供給する体制の管理は最優先するべきものと考えております。今後も安定した品質管理を行えるよう体制の維持・強化に努めてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております中期経営計画をご参照ください。

<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/ir/plan/>



(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

- ① 医薬事業：医療用医薬品・医療機器及び健康食品の製造・販売
- ② ヘルスケア事業：一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造・販売
- ③ グローバル事業：輸出品の製品の製造・販売、ライセンスイン・アウトの活動、
医薬品原料、中間製品、他製薬会社への製品の製造・販売
- ④ 不動産賃貸業：主としてコレド室町関係の不動産賃貸

(6) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

本 社 ：東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

支 店 ：札幌支店、仙台支店、東京支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店

工 場 ：相模大井工場（神奈川県）

研究所 ：相模研究所（相模大井工場内）

(7) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
303(118)名	17名増	44.4歳	17.0年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

(単位:千円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	400,000
合 計	400,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 34,838,325株 |
| (3) 株主数 | 8,120名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
ロート製薬株式会社	3,971	11.44
キッセイ薬品工業株式会社	3,778	10.89
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	2,998	8.64
株式会社プレストシーブ	2,500	7.20
わかもと製薬取引先持株会	2,012	5.80
朝日生命保険相互会社	1,204	3.47
日本ゼトック株式会社	1,201	3.46
株式会社みずほ銀行	1,093	3.15
SG/UCITS V/INV	867	2.50
アクサ生命保険株式会社	789	2.28
計	20,415	58.82

(注1.) 持株比率は自己株式 (132,441株) を控除して計算しております。

(注2.) 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、以下の通り当社株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿に基づき記載しています。

・アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド 2025年12月30日付変更報告書
所有株式数 3,696,100株(10.65%)

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	五十嵐 新	内部監査室、秘書室、お客様相談室担当
常務取締役	佐藤 公彦	ヘルスケア事業本部長
常務取締役	平井 友行	管理本部長、経営企画室長、サステナビリティ推進室長
取締役	葛西 洋芳	医薬開発本部長
取締役	谷 口 誠	生産本部長
取締役 (常勤監査等委員)	平 田 晴 久	
取締役 (監査等委員)	恵 島 克 芳	株式会社日本ハウスホールディングス 社外取締役
取締役 (監査等委員)	桑 原 育 朗	桑原・池田法律事務所パートナー弁護士、東京都弁護士国民健康保険組合 監事 (非常勤)
取締役 (監査等委員)	樋 川 加 奈	樋川公認会計士事務所 所長、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 監事 (非常勤)、ベステラ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 恵島克芳氏、取締役 (監査等委員) 桑原育朗氏及び取締役 (監査等委員) 樋川加奈氏は、社外取締役であります。
2. 内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社と各監査等委員の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万

円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 当社は、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）恵島克芳氏、取締役（監査等委員）桑原育朗氏及び取締役（監査等委員）樋川加奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役（監査等委員）樋川加奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2026年4月1日付けで代表取締役社長は、五十嵐新氏から平井友行氏に交代しております。
8. 2026年4月1日付けで取締役会長に五十嵐新氏が就任しております。

当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
谷垣全彦	2025年6月24日	任期満了	取締役 グローバル事業本部担当

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、基本方針を以下のとおり定めています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成する。

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、職務内容を踏まえた基本報酬のみを支払うこととする。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務内容、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の最終利益および各取締役の貢献度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では、取締役の報酬等の種類ごとの比率は設定しないこととする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長五十嵐新がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討をおこなっており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	77,790	77,790	-	-	6
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	30,900	30,900	-	-	4
(うち社外取締役)	(18,000)	(18,000)	(-)	(-)	(3)
合 計	108,690	108,690	-	-	10
(うち社外取締役)	(18,000)	(18,000)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額180百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
4. 上表には、2025年6月24日開催の第130回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名 (うち社外取締役0名) を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 恵島克芳氏は、株式会社日本ハウスホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 桑原育朗氏は、桑原・池田法律事務所 パートナー弁護士及び東京都弁護士国民健康保険組合 監事（非常勤）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・ 樋川加奈氏は、樋川公認会計士事務所 所長、独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構 監事（非常勤）及びベステラ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対する活動について

・ 取締役（監査等委員） 恵島克芳

当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。

会社経営に携わった豊富な経験・知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回のすべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員長として、指名・報酬の決定プロセスに経営的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 桑原育朗

当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。

弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回すべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 樋川加奈

当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。

公認会計士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回のすべてに出席し監査結果に

ついでの意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において上記の体制について、次のとおり決議いたしました。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、すべての法律、行動規範及び当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。また、相談・連絡制度を設け、内部通報体制を整備する。

相談・連絡制度は、通報した者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、機密情報等取扱管理規程に則り適正な保存及び管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。

取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視及び軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決裁システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、当該取締役及び使用人を配置する。

当該取締役及び使用人を配置した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保した体制とする。

当該取締役及び使用人は当社の就業規則等に従うが、当該取締役及び使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとする。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようとする。

内部通報体制においては、監査等委員会も直接の窓口とする。

監査等委員会は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、報告及び資料の提出を求めることが出来る。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを構築、運用しております。

ア.当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

当社は、コンプライアンスの徹底のための計画を立て（Plan）、その計画を実施し（Do）、その実施状況をよくみて計画に問題がないかを点検し（Check）、問題があればその点を改善する（Act）、一連のPDCAサイクルを回すことによって、コンプライアンス推進体制の継続的な改善を図っています。コンプライアンス推進のためのPDCAサイクルを回す体制・仕組みをコンプライアンス・プログラムと定義し、「わかもと製薬行動憲章」に基づき、国内外を問わず、憲法・法令及び規則ならびに企業倫理の遵守を推進し、会社の役員及び社員によるコンプライアンスを徹底するための実践の指針として、コンプライアンス・プログラム規程を制定しております。

コンプライアンス全般に関する事項を協議・審議するため、コンプライアンス委員会を置くとともに、コンプライアンス全般に関する企画・立案を推進するため、コンプライアンス担当役員を置いております。また、各部署においてコンプライアンス全般の円滑な推進のため、専担部署としてコンプライアンス推進室を設置するとともに、コンプライアンス担当役員の下に、コンプライアンス推進者を置いております。

コンプライアンス委員会は、全取締役（社外取締役を含む）を委員として、原則四半期毎及び必要に応じて随時開催しております。同委員会では、コンプライアンスを推進し定着させるために、コンプライアンス推進体制を整備するとともに、各事業年度のコンプライアンス・プログラム実践計画を策定、運営しております。当該計画において、当該年度の役職員向けコンプライアンス研修計画を策定し、実施しております。

社内のコンプライアンス違反に関する通報及び相談を適切に処理するため、ルールを定め、違反行為の未然防止、早期発見、是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、管理本部に「ヘルプライン受付窓口」を設置しております。当社はヘルプライン内部通報取扱規程により、役員及び社員が、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、解任もしくは解職、人事考課への悪影響等、不利益な扱いをしてはならないことを定めております。

社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を実施しております。

イ.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書等に記録し、機密情報等取扱管理規程に則り適正な保存及び管理を行っています。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備しています。取締役が、これらの文書等を閲覧できる環境を構築しております。

当社は、役員員に対して個人情報保護・情報管理に関する研修を実施し、情報の取り扱いに関するルールを徹底しております。

ウ.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する基本的事項を定め、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を可能とするため、リスク管理基本規程を制定しております。

リスク管理全般に関する事項を協議・審議するため、リスク管理委員会を置くとともに、リスク管理全般に関する企画・立案を推進するため、リスク管理担当役員を置いております。また、各部署においてリスク管理全般の円滑な推進のため、リスク管理担当役員の下に、リスク管理推進者を置いております。

リスク管理委員会は、全取締役（社外取締役を含む）を委員として、原則四半期毎及び必要に応じて随時開催しております。同委員会では、当該年度のリスク管理に関する年次計画を策定、運営しております。また、リスク管理の取り組みにおいて対象とするリスクの種類を定め、四半期毎にモニタリングを行っております。なお、リスクの種類は、事業を取り巻くリスクの変化に応じて、随時見直すこととしております。

エ.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月定例の取締役会及び経営会議を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、取締役会は業務執行状況を監督しております。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。また、電子決裁システムの導入等により意思決定の迅速化を図っております。

オ.当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、「監査等委員会補助使用人」という。）を置くことを求めた場合には、当該取締役及び使用人を配置することとしております。現時点で、監査等委員会補助使用人を指名していません。

カ.当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告しております。なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱を受けることはございません。

内部通報体制においては、原則として管理本部が対応窓口となりますが、常勤監査等委員に連絡・相談・通報をすることも可能です。

監査等委員会は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に対して、報告及び資料の提出を求めることが出来ます。

キ.その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行っております。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行っております。

当社は、会社法第399条の2第4項に基づき、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。

7 会社の支配に関する基本方針

現時点では定めておりません。

貸借対照表 (2026年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,671,819	流 動 負 債	2,781,298
現 金 及 び 預 金	2,006,175	買 掛 金	1,005,435
売 掛 金	3,483,563	短 期 借 入 金	100,000
商 品	1,216,275	1年内返済予定の長期借入金	38,460
製 材	1,402,979	未 払 金	445,029
原 材	932,556	未 払 費 用	501,209
仕 掛 品	369,905	未 払 法 人 税 等	111,370
前 渡 金	3,124	前 受 金	175
前 払 費 用	97,475	預 り 金	17,037
未 収 入 金	38,413	与 引 当 金	370,900
そ の 他	121,349	そ の 他	191,681
固 定 資 産	6,827,788	固 定 負 債	1,709,727
有 形 固 定 資 産	3,661,676	長 期 借 入 金	261,540
建 物	2,336,536	繰 延 税 金 負 債	268,739
構 築 物	7,021	退 職 給 付 引 当 金	1,007,874
機 械 装 置	582,730	長 期 預 り 金	171,573
車 両 運 搬 具	3,039	負 債 合 計	4,491,025
工 具 器 具 備	143,535	純 資 産 の 部	
土 地	82,947	株 主 資 本	10,829,820
建 設 仮 勘 定	505,865	資 本 金	3,395,887
無 形 固 定 資 産	241,524	資 本 剰 余 金	2,675,826
ソ フ ト ウ エ ア	199,844	資 本 準 備 金	2,675,826
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	38,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
そ の 他	3,680	利 益 剰 余 金	4,794,720
投 資 そ の 他 の 資 産	2,924,587	利 益 準 備 金	476,536
投 資 有 価 証 券	2,252,637	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,318,184
長 期 前 払 費 用	67,545	別 途 積 立 金	3,953,000
保 険 積 立 金	291,964	繰 越 利 益 剰 余 金	365,184
修 繕 積 立 金	153,542	自 己 株 式	△36,614
そ の 他	190,301	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,178,760
貸 倒 引 当 金	△31,403	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,178,760
資 産 合 計	16,499,607	純 資 産 合 計	12,008,581
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,499,607

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

損益計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,906,841
売 上 原 価	5,176,358
売 上 総 利 益	4,730,482
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,474,939
営 業 利 益	255,542
営 業 外 収 益	69,717
受 取 利 息 ・ 配 当 金	51,129
雑 収 益	18,587
営 業 外 費 用	68,864
支 払 利 息	1,895
雑 損 失	66,968
経 常 利 益	256,396
特 別 利 益	-
特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 利 益	256,396
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	84,648
法 人 税 等 調 整 額	△55,467
当 期 純 利 益	227,215

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,395,887	2,675,826	0	2,675,826	476,536	3,953,000	242,087	4,671,624
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△104,118	△104,118
当 期 純 利 益							227,215	227,215
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	123,096	123,096
当 期 末 残 高	3,395,887	2,675,826	0	2,675,826	476,536	3,953,000	365,184	4,794,720

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△36,497	10,706,840	903,511	903,511	11,610,351
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△104,118			△104,118
当 期 純 利 益		227,215			227,215
自己株式の取得	△116	△116			△116
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			275,249	275,249	275,249
当 期 変 動 額 合 計	△116	122,980	275,249	275,249	398,229
当 期 末 残 高	△36,614	10,829,820	1,178,760	1,178,760	12,008,581

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

製品、商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 8年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により

按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社は、主に医薬品業界において医薬品の製造販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については引渡時点において顧客が製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品及び商品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、主として返金負債として計上しております。契約条件や過去の実績等に基づいて当該返金負債を見積もっております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の収益性低下等により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った医薬事業の資産グループ（帳簿価額合計922,041千円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。

固定資産の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は製品の売上予測であり、特に将来の新製品の売上見込みについては、当該製品の総需要と市場のシェアから想定される販売数量などの見積り要素によ

て、算定結果が大きく変動するため、高い不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 貸借対照表に関する注記

- ① 有形固定資産の減価償却累計額 15,523,670 千円
- ② 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 3,468,565 千円

(4) 損益計算書に関する注記

- ① 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 478,653 千円
- ② 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 9,714,732 千円
- ③ 売上原価に含まれる棚卸資産評価損の額 67,956 千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	34,838	-	-	34,838

② 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	132	0	-	132

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

③ 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	104,118	3円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月25日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	121,470	3円50銭	2026年 3月31日	2026年 6月23日

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

イ. 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	506,173千円
賞与引当金	116,907千円
未払事業税	14,076千円
退職給付引当金	317,681千円
その他	184,682千円
小計	<u>1,139,522千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△488,482千円
評価性引当額	<u>△455,204千円</u>
評価性引当額小計	<u>△943,686千円</u>
繰延税金資産合計	195,836千円

ロ. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△458,475千円
その他	<u>△6,099千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△464,575千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△268,739千円</u>

(7) 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払費用、短期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額9,447千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券	2,243,189	2,243,189	－
資産計	2,243,189	2,243,189	－
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(300,000)	(300,000)	－
長期預り金	(171,573)	(165,214)	6,359
負債計	(471,573)	(465,214)	6,359

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	2,243,189	—	—	2,243,189

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	300,000	—	300,000
長期預り金	—	165,214	—	165,214

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した債務毎に、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの理由からレベル2の時価に分類しております。

長期預り金

長期預り金の時価は、残存預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(8) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅（土地を含む）を有しております。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
557,969	3,319,824

(9) 収益認識に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	医薬事業	ヘルスケア 事業	グローバル 事業	不動産 賃貸業	計	
神経系及び 感覚器官用薬	4,048,599	95,640	862,194	－	5,006,434	5,006,434
消化器官用薬	135,532	2,176,491	1,084,898	－	3,396,921	3,396,921
トイレタリー製品 健康食品等	185,855	270,200	106,608	－	562,664	562,664
その他	392,169	39	356,502	－	748,711	748,711
顧客との契約から 生じる収益	4,762,155	2,542,372	2,410,204	－	9,714,732	9,714,732
その他の収益	－	－	－	192,109	192,109	192,109
外部顧客への 売上高	4,762,155	2,542,372	2,410,204	192,109	9,906,841	9,906,841

② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔(1) 重要な会計方針に係る事項〕〔④ 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

③ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債 権	2,562,127 千円	3,468,565 千円
契約負債	－ 千円	－ 千円

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(10) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	346円00銭
② 1株当たり当期純利益	6円54銭

(11) その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

わかもと製薬株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 小 出 修 平
業務執行社員
指定社員 公認会計士 長 谷 川 卓 昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わかもと製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第131期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

わかもと製菓株式会社 監査等委員会

監査等委員	平	田	晴	久	Ⓔ
監査等委員	惠	島	克	芳	Ⓔ
監査等委員	桑	原	育	朗	Ⓔ
監査等委員	樋	川	加	奈	Ⓔ

(注) 監査等委員惠島克芳、桑原育朗及び樋川加奈は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

地下ルート



地下エントランスからコレド室町テラスに入り、郵便局の向かいにあるエレベーターをご利用いただき、3階の会場までお越しください。



こちらのエスカレーターを利用すると、遠回りになります。



定時株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
**日本橋室町三井タワー
(コレド室町テラス) 3階
室町三井ホール&
カンファレンス**



となりに日本橋三井タワーがございます。
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線

「三越前」駅より地下直結

JR横須賀線・総武快速線

「新日本橋」駅より地下直結

前ページに地下からの詳細な
ルートのご案内がございます。
ぜひご覧ください。

地上ルート

(地下ルートは前ページ)



株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

